

京都大学附属図書館「名誉館員」について

(平成12年12月15日附属図書館長決裁)

(趣旨)

第1 京都大学附属図書館（以下「図書館」という。）に特に顕著な貢献・功績があると認められる学外者について、必要な事項を定める。

(名誉館員)

第2 前項に定める者の呼称は、「名誉館員」とする。

(選考・決定)

第3 「名誉館員」の選考に当たっては、館内での協議に基づき、附属図書館長（以下「館長」という。）が決定する。

(図書館利用)

第4 「名誉館員」には、以下に掲げる図書館利用証を交付する。

- (1) 利用者区分（所属）は「名誉館員」とする。
- (2) 有効期限は、館長が決定する。

(サービスの範囲)

第5 「名誉館員」は、京都大学附属図書館利用規程第7条（参考調査等）、第8条（書庫内図書の閲覧）、第9条（貴重図書の閲覧）及び第12条（貸出手続）に定めるサービスを受けることができる。

(貸出の範囲)

第6 図書館資料の貸出期間及び冊数は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------------|-------|-------|
| (1) 開架閲覧室備え付けの資料 | 2週間以内 | 5冊以内 |
| (2) 書庫内の資料 | 1か月以内 | 10冊以内 |
| (3) 雑誌 | 1週間以内 | 5冊以内 |

(規定の適用)

第7 利用に当たっては、京都大学附属図書館利用規程及び京都大学附属図書館本館利用内規の定めを適用し、京都大学附属図書館学外者利用内規及び同運用要領は適用しないものとする。

(実施日)

第8 この規定は、平成12年12月15日から実施する。

附 則

この規定は、平成24年10月1日から実施する。

附 則

この規定は、平成25年6月6日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成30年6月1日から実施する。

附 則

この規定は、令和7年6月27日から実施する。